

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月11日
【四半期会計期間】	第8期第1四半期（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）
【会社名】	ミサワホーム株式会社
【英訳名】	MISAWA HOMES CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 竹中 宣雄
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
【電話番号】	03(3345)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 在川 秀一
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
【電話番号】	03(3345)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 在川 秀一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第7期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第8期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第7期
会計期間		自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
売上高	(百万円)	53,048	52,557	353,620
経常利益又は経常損失()	(百万円)	7,624	6,576	7,712
四半期(当期)純利益又は純 損失()	(百万円)	7,517	7,976	3,044
純資産額	(百万円)	13,237	14,110	23,461
総資産額	(百万円)	195,580	185,435	180,306
1株当たり純資産額	(円)	992.81	931.48	711.02
1株当たり四半期(当期)純 利益又は純損失()	(円)	202.80	215.34	82.15
潜在株式調整後1株当たり四 半期(当期)純利益金額	(円)	-	-	19.99
自己資本比率	(%)	5.2	6.7	11.5
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	14,184	15,370	29,015
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	586	3,770	1,922
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	12,742	15,381	14,143
現金及び現金同等物の四半期 末(期末)残高	(百万円)	26,449	37,625	41,409
従業員数	(人)	9,526	8,886	9,041

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第7期第1四半期連結累計(会計)期間及び第8期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、トヨタホーム株式会社はNPF-MG投資事業有限責任組合の無限責任組合員である野村プリンシパル・ファイナンス株式会社が保有する当社の株式5,593,000株を譲受けたことにより、トヨタ自動車株式会社の完全子会社であるトヨタホーム株式会社は当社の筆頭株主となり、トヨタ自動車株式会社は当社の「その他の関係会社」に該当することとなりました。また、これにより野村プリンシパル・ファイナンス株式会社の完全親会社である野村ホールディングス株式会社は「その他の関係会社」に該当しないこととなりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	議決権の被所有 割合(%)	主要な事業の内容	関係内容
(その他の関係会社) トヨタ自動車(株)	1 愛知県豊田市	397,049	29.3 (15.2)	2 自動車の生産・ 販売	-

(注) 議決権の被所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

1 有価証券報告書提出会社であります。

2 当第1四半期会計期間末日現在の株主名簿の記載内容が把握できないため、直前の基準日(平成22年3月31日)以降に受領した大量保有報告書の変更報告書に基づいて記載しております。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

		平成22年6月30日現在	
従業員数(人)		8,886	(902)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

		平成22年6月30日現在	
従業員数(人)		643	(158)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループが営んでいる事業の大部分を占める住宅事業では、「生産」を定義することが困難（請負工事及び不動産売買）であるため、生産実績は記載しておりません。

(2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間における住宅事業の受注状況は、次のとおりであります。

	受注高（百万円）	前年同四半期比（％）	受注残高（百万円）	前年同四半期比（％）
住宅事業	87,896	109.2	142,633	97.2

（注）上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績は、次のとおりであります。

	金額（百万円）	前年同四半期比（％）
住宅事業	52,557	99.1

（注）1.上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2.当社グループでは、建築請負事業の特性として、建物の完成引渡が第2四半期と第4四半期に偏ることから、第1四半期連結会計期間の販売実績が低くなるといった季節的変動要因があります。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

(1) ミサワホーム北海道株式会社との株式交換

当社と連結子会社であるミサワホーム北海道株式会社は、株式交換によりミサワホーム北海道株式会社が当社の完全子会社となる旨の株式交換契約書を平成22年5月14日付で締結し、同年6月21日付で株式交換を実施いたしました。詳細については、「第5 経理の状況、1 四半期連結財務諸表、注記事項、（企業結合等関係）」に記載しております。

(2) 東北ミサワホーム株式会社との株式交換

当社と連結子会社である東北ミサワホーム株式会社は、株式交換により東北ミサワホーム株式会社が当社の完全子会社となる旨の株式交換契約書を平成22年5月14日付で締結し、同年6月21日付で株式交換を実施いたしました。詳細については、「第5 経理の状況、1 四半期連結財務諸表、注記事項、（企業結合等関係）」に記載しております。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第1四半期連結会計期間における我が国経済は、アジア諸国の経済成長により輸出が回復し、生産活動が改善され企業収益は緩やかな回復基調にあります。依然、雇用状況や所得環境に大きな変化はみられず、先行きに関して不透明な状況が続いております。

住宅業界においても過去最大規模の住宅ローン減税や贈与税の軽減措置拡大、本年から新設された住宅エコポイント制度など、政府の諸施策の効果により4月には新設住宅着工戸数が17カ月ぶりに前年同月を上回るなど、持ち直しの動きが見られるようになりましたが、経済状況と同様に、まだ完全な回復基調には至っておりません。

このような事業環境のなか、当社は今年発売15年を迎え、累積でも10万棟を超える主力ブランドGENIUS（ジニアス）を大幅リニューアルした「GENIUS彩日の家」と、鉄骨系ハイブリッド住宅ならではの高性能・高品質を活かし、かつコストメリットを追求したハイ・コストパフォーマンスな住まい「HYBRID CRIE（クリエ）」を4月に発売、さらに6月には標準仕様で住宅エコポイント制度に対応し、賃貸住宅でありながら入居者が自分好みの空間を自由につくれる“カスタマイズスペース”を提案した「Belle Lead Fits（ベルリード フィッツ）」を発売するなど、商品ラインアップの充実に努めてまいりました。

注力市場であるリフォームにおいては、ビルや工場、教育施設などの非住宅建築物を対象に、豊富なりフォームメニューでワンストップビルケアサービスを提供できる耐震診断・補強工事業を首都圏と東海地区で開始いたしました。

また、当社は独自のノウハウによる物流システムを全国規模で展開していますが、このシステムを活用した運送サービスを提供する新会社として「CSロジスティクス株式会社」を設立し、6月より一般市場に向けて貨物利用運送事業を開始するなど、中期経営計画に基づく「事業ポートフォリオの最適化」に基づく施策を積極的に推進しております。

環境問題への対応としては、大量の木材を利用する企業として、木材の責任ある調達を約束する姿勢を公表し、地球規模で求められている生物多様性の保全という社会的責任をより一層果たすことを目的に、木質系住宅に使用する構造材を対象とした木材調達方針「ミサワホーム『木材調達ガイドライン』」を策定いたしました。

当第1四半期連結会計期間の連結業績につきましては、売上高は引渡棟数の微減などにより、前年同四半期比4億91百万円減少（0.9%減）の525億57百万円となりました。利益面につきましては、売上原価が12億82百万円減少したものの、営業損失63億62百万円（前年同四半期は営業損失73億7百万円）、経常損失65億76百万円（前年同四半期は経常損失76億24百万円）、資産除去債務会計基準の適用に伴う特別損失の計上等により、四半期純損失79億76百万円（前年同四半期は四半期純損失75億17百万円）となりました。

(2)資産、負債及び純資産の状況

当第1四半期連結会計期間末の資産につきましては、売上債権等の減少があったものの、未成工事支出金の増加により、前連結会計年度末に比べ51億29百万円増加し、1,854億35百万円となりました。負債につきましては、季節変動特性に伴う未成工事受入金及び借入金の増加により、前連結会計年度末に比べ144億80百万円増加し、1,713億24百万円となりました。また、純資産につきましては、四半期純損失を計上したこと等による利益剰余金の減少により、前連結会計年度末に比べ93億50百万円減少し、141億10百万円となりました。

(3)キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動により153億70百万円の減少、投資活動及び財務活動により116億10百万円の増加となり、当第1四半期連結会計期間末残高は376億25百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の支出は、153億70百万円（前第1四半期連結会計期間比11億85百万円増加）となりました。これは主に未成工事受入金の増加による収入が増えたものの、税金等調整前四半期純損失の計上、仕入債務の減少及び未成工事支出金の増加による支出等があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の支出は、37億70百万円（前第1四半期連結会計期間比31億84百万円増加）となりました。これは主に子会社株式の追加取得の支出等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の収入は、153億81百万円（前第1四半期連結会計期間比26億39百万円増加）となりました。これは主に借入金の増加による収入があったことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、6億35百万円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、重要な設備の新設、除却等についての重要な変更及び新たに確定した計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	142,160,000
B種優先株式	4,500,000
C種優先株式	3,340,000
計	150,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年8月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	38,738,914	38,738,914	東京証券取引所 大阪証券取引所 名古屋証券取引所 各市場第一部	(注)1
第三回B種優先株式 (注)2	333,328	333,328	-	(注)3・4
第四回B種優先株式 (注)2	4,166,600	4,166,600	-	(注)3・4
第一回C種優先株式 (注)2	3,333,333	3,333,333	-	(注)3・5
計	46,572,175	46,572,175	-	-

(注)1. 完全議決権株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

3. 第三回B種優先株式、第四回B種優先株式及び第一回C種優先株式は、当社の普通株式の株価を基準として転換価額が修正され、転換により交付する普通株式数が変動します。行使価額修正条項の内容は、(注)4及び5に記載のとおりであります。なお、権利の行使に関する事項及び当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めはありません。

4. B種優先株式の内容は次のとおりであります。なお、単元株式数は100株であります。

		第三回B種優先株式	第四回B種優先株式
優先期末配当	計算方法	B種優先期末配当は、発行価額（6,000円）に、それぞれの事業年度ごとに下記の年率を乗じて算出した額とする。円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。計算の結果が600円を超える場合は、600円とする。	
	配当年率	配当年率 = 日本円TIBOR（1年物） + 2.375%	
		%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。	
		<p>「年率修正日」は毎年4月1日とする。</p> <p>「日本円TIBOR（1年物）」は、各年率修正日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）（以下「優先期末配当決定基準日」という。）の午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、優先期末配当決定基準日に日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートが公表されない場合、同日（当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。</p>	
	上限	1株につき600円	
累積条項	非累積型		
参加条項	非参加型		
優先中間配当	各事業年度において該当する上記B種優先期末配当の2分の1の金額とする。		
期末配当・中間配当以外	B種優先期末配当のうち、その配当にかかる基準日が属する事業年度の初日（同日を含む。）からその配当の基準日（同日を含む。）までの期間に相当する金額として月割計算（ただし、1か月未満の期間については年365日又は年360日の日割計算）により算出される額の金銭（以下「B種優先配当（期末配当・中間配当以外）」という。）を支払う。ただし、既にその事業年度においてB種優先中間配当又はその事業年度に属する日を基準日とするB種優先配当（期末配当・中間配当以外）を支払ったときは、それらの累積額を控除した額とする。		
残余財産の分配	<p>1. 残余財産の分配を行う場合は、B種優先株主又はB種登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき6,000円を支払う。</p> <p>2. 上記1のほか、B種優先株主又はB種登録株式質権者に対する残余財産の分配は行わない。</p>		
買受け又は消却	当社は、いつでもB種優先株式を買受け、又は利益をもって消却することができる。		
償還請求権	<p>1. B種優先株主は、当社の前事業年度の末日における分配可能額が200億円を超える場合、その分配可能額に2分の1を乗じた額から、その前事業年度にかかる定時株主総会において剰余金から配当し、又は支払うものと定めた額を控除した額を限度として、当社に対して、その保有するB種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭の交付を請求することができる。</p> <p>2. 上記1の金銭の交付を請求することができる期間は、B種優先株式の発行日から4年間を経過した日以降、毎年7月1日から7月20日までとする。</p> <p>3. 上記1、2に従った金銭の交付の請求があった場合、当社は、その年の8月31日（その日が日本における銀行の休日に当たるときは、その前営業日）を金銭の交付日として、法令の定めに従い、B種優先株主に対して、B種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付する。なお、上記1の限度額を超えてB種優先株主からの金銭の交付の請求があったときは、当社が取得するB種優先株式の順序は、上記2の請求可能期間の経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。</p> <p>4. 上記3のB種優先株式1株を取得するのと引換えに当社がB種優先株主に交付する金銭の額は、B種優先株式1株につき6,000円に、そのB種優先株式のB種優先期末配当の額を取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの日数で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）を加算した額とする。</p>		

		第三回B種優先株式	第四回B種優先株式
普通株式への 転換請求権	転換請求期間	平成32年7月1日～平成47年6月30日	平成35年7月1日～平成50年6月30日
	転換により発行 すべき普通株式 数	B種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、B種優先株主が転換請求のために提出したB種優先株式の発行価額総額を転換価額で除した数とし、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。なお、各回号の優先株式の株式分割又は株式併合が実施された場合の各回号の発行価額は、調整後発行価額（調整前の発行価額に、株式分割又は株式併合前の各回号の優先株式の総数を乗じ、株式分割又は株式併合後の各回号の優先株式の総数で除して算出される価額とする。ただし、除算は最後に行い1円未満の端数は切り上げる。）とする。	
	当初転換価額	153円 なお、平成17年5月27日付で普通株式の併合が行われたことにより、同日より、普通株式への転換請求権における当初転換価額は、1,530円となりました。また、平成17年6月23日開催の取締役会において、第三回B種優先株式及び第四回B種優先株式の転換価額を、それぞれ次のとおり（適用日は平成17年6月25日以降）変更する旨決議いたしました。 転換価額：1,300円40銭 / 上限転換価額：2,600円80銭 / 下限転換価額：650円20銭	
転換価額の修正	転換価額は、下記の各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）に修正される（修正後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記の時価算定期間の初日から転換価額修正日の前日までの日に、下記「転換価額の調整」で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、その平均値は、下記「転換価額の調整」に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の50%（以下「下限転換価額」という。ただし、下限転換価額は、下記「転換価額の調整」により転換価額が調整された場合は調整後転換価額を調整前転換価額で除した比率（以下「調整比率」という。）に応じて調整される。下限転換価額は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）を下回る場合には下限転換価額をもって、また、修正後転換価額が当初転換価額の200%（以下「上限転換価額」という。ただし、上限転換価額は、下記「転換価額の調整」により転換価額が調整された場合は調整比率に応じて調整される。上限転換価額は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。		

		第三回B種優先株式	第四回B種優先株式
普通株式への 転換請求権	転換価額修正日	平成33年7月1日～平成47年6月30日の 毎年7月1日	平成36年7月1日～平成50年6月30日の 毎年7月1日
	転換価額の調整	<p>1. 当社は、B種優先株式発行後、下記2に掲げる各事由により、当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。</p> $\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}$ <p>調整後転換価額 = 調整前転換価額 × $\frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$</p> <p>2. 転換価額調整式によりB種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 下記4(2)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合 調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>(2) 株式分割により普通株式を発行する場合 調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、分配可能額から資本に組み入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、その分配可能額の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、その分配可能額の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。 なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日からその分配可能額の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を新たに発行する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額をもって転換によりその期間内に発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$ <p>この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(3) 下記4(2)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は新株予約権の行使によって発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回ることとなる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合 調整後の転換価額は、発行される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>3. 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にその都度算入する。</p>	

		第三回B種優先株式	第四回B種優先株式
普通株式への 転換請求権	転換価額の調整	<p>4.(1)転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(2)転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、上記2(2)ただし書の場合は株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(3)転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、その日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。</p> <p>5.当社は、上記2の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。</p> <p>(1)株式の併合、資本の減少、会社法第762条に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(2)その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(3)転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p>	
普通株式への強制転換		<p>1.当社は、B種優先株主又はB種登録株式質権者の意思にかかわらず、取得請求期間中に転換請求の対象とされなかったB種優先株式について、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会の決議にて定める日(以下「強制転換日」という。)において、これを取得することができる。</p> <p>2.当社は、B種優先株主又はB種登録株式質権者に対し、取得の対価として、B種優先株式1株につき、そのB種優先株式1株の発行価額を強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、その平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する方法によるものとし、かかる計算により得られる金額が500円を下回るときは、500円とする。</p> <p>3.上記2の普通株式数の算出に当たり1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。</p> <p>4.B種優先株式の株式分割又は株式併合が実施された場合のその強制転換時の発行価額は、調整後発行価額(調整前の発行価額に、株式分割又は株式併合前のB種優先株式の総数を乗じ、株式分割又は株式併合後のB種優先株式の総数で除して算出される価額とする。ただし、除算は最後に行い1円未満の端数は切り上げる。)とする。</p>	
期中転換又は強制転換があった 場合の取扱い		<p>B種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の期末配当又は中間配当については、転換の請求又は強制転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年の3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</p>	
議決権		<p>1.B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>2.上記1にかかわらず、B種優先株主は、平成19年4月1日以降、当社の前事業年度の末日における分配可能額が200億円を超える場合において、B種優先株主に対してB種優先期末配当全額を支払う旨の議案が前事業年度にかかる定時株主総会に提出されない場合は、その定時株主総会から、その議案がその定時株主総会に提出されたにもかかわらず否決された場合は、その定時株主総会の終結の時から、B種優先株主に対してB種優先期末配当全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。</p>	
新株予約権等		<p>当社は、B種優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権及び募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。</p>	
会社法第322条第2項に規定する 定款の定め有無		<p>会社法第322条第2項に規定する定款の定めはない。</p>	
議決権を有しないこととして いる理由		<p>資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したため。</p>	

5. C種優先株式の内容は次のとおりであります。なお、単元株式数は100株であります。

		第一回C種優先株式
優先期末配当	計算方法	C種優先期末配当は、平成20年3月31日に終了する事業年度まで無配とする。平成20年4月1日に開始する事業年度以降のC種優先期末配当は、発行価額(6,000円)に、それぞれの事業年度ごとに下記の年率を乗じて算出した額とする。円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。計算の結果が600円を超える場合は、600円とする。
	配当年率	配当年率 = 日本円TIBOR(1年物) + 1.500% %位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。 「年率修正日」は平成21年4月1日及びそれ以降の毎年4月1日とする。 「日本円TIBOR(1年物)」は、平成20年4月1日又は各年率修正日(これらの日が銀行休業日の場合は前営業日)(以下「優先期末配当決定基準日」という。)の午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、優先期末配当決定基準日に日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートが公表されない場合、同日(当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。
	上限	1株につき600円
	累積条項	非累積型
	参加条項	非参加型
優先中間配当		各事業年度において該当する上記C種優先期末配当の2分の1の金額とする。
期末配当・中間配当以外		C種優先期末配当のうち、その配当にかかる基準日が属する事業年度の初日(同日を含む。)からその配当の基準日(同日を含む。)までの期間に相当する金額として月割計算(ただし、1か月未満の期間については年365日又は年360日の日割計算)により算出される額の金銭(以下「C種優先配当(期末配当・中間配当以外)」という。)を支払う。ただし、既にその事業年度において、C種優先中間配当又はその事業年度に属する日を基準日とするC種優先配当(期末配当・中間配当以外)を支払ったときは、それらの累積額を控除した額とする。
残余財産の分配		1. 残余財産の分配を行う場合は、C種優先株主又はC種登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき6,000円を支払う。 2. C種優先株式の株式分割又は株式併合が実施された場合には、残余財産の分配に当たりC種優先株式1株につき支払うべき金額は、6,000円に、株式分割又は株式併合前のC種優先株式の総数を乗じ、株式分割又は株式併合後のC種優先株式の総数で除して算出される金額とする。ただし、除算は最後に行い1円未満の端数は切り上げる。 3. 上記のほか、C種優先株主又はC種登録株式質権者に対する残余財産の分配は行わない。
買受け又は消却		当社は、いつでもC種優先株式を買受け、又は利益をもって消却することができる。

		第一回C種優先株式
強制取得		<p>1. 当社は、C種優先株主又はC種登録株式質権者の意思にかかわらず、発行に際して取締役会の決議で定めた期間（以下「取得請求期間」という。）の開始日の前日まで、取締役会が別に定める日をもって、会社法第461条に定める限度額を限度として、C種優先株式を取得することができる。なお、C種優先株式の一部のみを取得するときは、抽選その他の方法により取得するC種優先株式を決定する。</p> <p>2. 上記1の場合においては、当社は、C種優先株主又はC種登録株式質権者に対し、取得の対価として、C種優先株式1株につき、そのC種優先株式1株の発行価額に、取得日の属する事業年度におけるC種優先期末配当の額を取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの日数で日割計算した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）を加算した額を支払うものとする。</p> <p>3. C種優先株式の株式分割又は株式併合が実施された場合の発行価額は、調整後発行価額（調整前の発行価額に、株式分割又は株式併合前のC種優先株式の総数を乗じ、株式分割又は株式併合後のC種優先株式の総数で除して算出される価額とする。ただし、除算は最後に行い1円未満の端数は切り上げる。）とする。</p>
普通株式への 転換請求権	転換請求期間	平成39年7月1日～平成54年6月30日
	転換により発行すべき普通株式数	C種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、C種優先株主が転換請求のために提出したC種優先株式の発行価額総額を転換価額で除した数とし、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
	当初転換価額	当初転換価額は、上記の転換請求期間の開始日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
	転換価額の修正	転換価額は、下記の各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）に修正される（修正後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記の時価算定期間の初日から転換価額修正日の前日までの日に、下記「転換価額の調整」で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、その平均値は、下記「転換価額の調整」に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の50%（以下「下限転換価額」という。ただし、下限転換価額は、下記「転換価額の調整」により転換価額が調整された場合は調整後転換価額を調整前転換価額で除した比率（以下「調整比率」という。）に応じて調整される。下限転換価額は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）を下回る場合には下限転換価額をもって、修正後転換価額とする。

		第一回C種優先株式
普通株式への 転換請求権	転換価額修正日	平成40年7月1日～平成54年6月30日の毎年7月1日
	転換価額の調整	<p>1. 当社は、C種優先株式発行後、下記2に掲げる各事由により、当社の普通株式に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$ <p>2. 転換価額調整式によりC種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 下記4(2)に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合 調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>(2) 株式分割により普通株式を発行する場合 調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、分配可能額から資本に組み入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、その分配可能額の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、その分配可能額の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。 なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日からその分配可能額の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに転換をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を新たに発行する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額をもって転換によりその期間内に発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$ <p>この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(3) 下記4(2)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は新株予約権の行使によって発行される普通株式1株当たりの発行価額が時価を下回ることとなる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合 調整後の転換価額は、発行される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>3. 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にその都度算入する。</p>

		第一回C種優先株式
普通株式への 転換請求権	転換価額の調整	<p>4.(1)転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(2)転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、上記2(2)ただし書の場合は株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(3)転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、その日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。</p> <p>5.当社は、上記2の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。</p> <p>(1)株式の併合、資本の減少、会社法第762条に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(2)その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(3)転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p>
普通株式への強制転換		<p>1.当社は、C種優先株主又はC種登録株式質権者の意思にかかわらず、取得請求期間中に請求の対象とされなかったC種優先株式について、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会の決議にて定める日(以下「強制転換日」という。)において、これを取得することができる。</p> <p>2.当社は、C種優先株主又はC種登録株式質権者に対し、取得の対価として、C種優先株式1株につき、そのC種優先株式1株の発行価額を強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、その平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する方法によるものとし、かかる計算により得られる金額が500円を下回るときは、500円とする。</p> <p>3.上記2の普通株式数の算出に当たり1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。</p> <p>4.C種優先株式の株式分割又は株式併合が実施された場合のその強制転換時の発行価額は、調整後発行価額(調整前の発行価額に、株式分割又は株式併合前のC種優先株式の総数を乗じ、株式分割又は株式併合後のC種優先株式の総数で除して算出される価額とする。ただし、除算は最後に行い1円未満の端数は切り上げる。)とする。</p>
期中転換又は強制転換があった 場合の取扱い		C種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の期末配当又は中間配当については、転換の請求又は強制転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年の3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。
議決権		C種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
新株予約権等		当社は、C種優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権及び募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。
優先順位		B種優先株式及びC種優先株式にかかる配当及び残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。
会社法第322条第2項に規定する 定款の定め有無		会社法第322条第2項に規定する定款の定めはない。
議決権を有しないこととしてい る理由		資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したため。

なお、当該株式3,333千株は現物出資(借入金19,999百万円)によるものであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第三回 B 種優先株式

	第 4 四半期会計期間 (平成22年 1 月 1 日から 平成22年 3 月31日まで)	第 1 四半期会計期間 (平成22年 4 月 1 日から 平成22年 6 月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額	-	-
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	-	-

第四回 B 種優先株式

	第 4 四半期会計期間 (平成22年 1 月 1 日から 平成22年 3 月31日まで)	第 1 四半期会計期間 (平成22年 4 月 1 日から 平成22年 6 月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額	-	-
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	-	-

第一回C種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成22年1月1日から 平成22年3月31日まで)	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額	-	-
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	-	-

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	-	普通株式 38,738 第三回B種優先株式 333 第四回B種優先株式 4,166 第一回C種優先株式 3,333	-	23,412	-	5,479

(6)【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、トヨタ自動車株式会社及びその共同保有者であるトヨタホーム株式会社からの平成22年5月7日付大量保有報告書の変更報告書により、トヨタホーム株式会社がNPF-MG投資事業有限責任組合の無限責任組合員である野村プリンシパル・ファイナンス株式会社から普通株式5,593千株を買い付ける旨、及び当該株式の受渡日を同年5月31日とする旨の合意を同年4月28日付株式譲渡契約書において行ったとの報告を受けておりますが、株主名簿に記録されている内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
トヨタホーム株式会社	愛知県名古屋市中区泉1丁目23番22号	5,593,000	12.01

当第1四半期会計期間において、野村證券株式会社及びその共同保有者である野村アセットマネジメント株式会社からの平成22年6月4日付大量保有報告書の変更報告書により、平成22年5月31日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿に記録されている内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	73,394	0.16
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	147,400	0.32
計	-	220,794	0.47

当第1四半期会計期間において、ギャム・インターナショナル・マネジメント・リミテッドからの平成22年6月7日付大量保有報告書の訂正報告書により、平成19年10月17日付大量保有報告書及び平成22年5月20日付大量保有報告書の変更報告書の提出が不要であったことが判明し、取り下げる旨の報告を受けております。また、報告義務が発生している平成22年6月7日付大量保有報告書により、平成21年4月30日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿に記録されている内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ギャム・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	英国ロンドンSW1A 1NX, セント・ジェームス・プレイス 12	2,403,100	5.16

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿に記載されている内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年3月31日）の株主名簿に基づく記載をしております。

【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	B種優先株式 4,499,900 C種優先株式 3,333,300	-	(注)1
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 (自己保有株式) 136,700 (相互保有株式) 1,560,900	-	・単元株式数は100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 36,749,100	367,491	・単元株式数は100株 (注)2
単元未満株式	普通株式 292,214 B種優先株式 28 C種優先株式 33	-	-
発行済株式総数	46,572,175	-	-
総株主の議決権	-	367,491	-

(注)1. 優先株式の内容は、「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「発行済株式」の注記に記載されております。

2. 「完全議決権株式(その他)」の株式数には、証券保管振替機構名義の株式が1,300株(議決権の数13個)含まれております。

【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) (注)3
(自己株式) ミサワホーム(株) (注)1,2	東京都新宿区西新宿 二丁目4番1号	136,700	-	136,700	0.35
(相互保有株式) (株)アイ・エル・エス	東京都新宿区西新宿 二丁目4番1号	826,000	-	826,000	2.13
ミサワキャピタル(株)	東京都新宿区西新宿 二丁目4番1号	734,900	-	734,900	1.89
計	-	1,697,600	-	1,697,600	4.38

(注)1. 株主名簿上は当社名義となっているものの、実質的に当社が所有していない株式が100株あります。なお、当該株式は「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄に含めております。

2. 上記のほか、当第1四半期会計期間における取得自己株式として単元未満株式の買取りによる2,300株があります。

3. 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の計算には、優先株式7,833,261株は含まれておりません。

2【株価の推移】

(1) 普通株式

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月
最高(円)	460	526	458
最低(円)	325	379	401

(注) 東京証券取引所市場第一部における最高・最低株価を記載しております。

(2) B種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されていません。

(3) C種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されていません。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、また、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	38,281	41,877
受取手形及び売掛金	4,192	6,227
分譲土地建物	42,337	41,897
未成工事支出金	21,485	13,156
商品及び製品	2,028	1,890
仕掛品	231	198
原材料及び貯蔵品	1,897	1,761
繰延税金資産	4,415	4,279
その他	5,804	4,872
貸倒引当金	158	177
流動資産合計	120,515	115,984
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	15,341	14,956
土地	25,206	25,213
その他(純額)	4,409	4,469
有形固定資産合計	44,958	44,639
無形固定資産		
投資その他の資産	6,217	5,179
投資有価証券	2,233	2,393
繰延税金資産	4,863	5,584
その他	9,992	9,960
貸倒引当金	3,345	3,436
投資その他の資産合計	13,744	14,502
固定資産合計	64,920	64,321
資産合計	185,435	180,306

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	28,269	41,280
短期借入金	47,030	33,724
未払法人税等	158	589
賞与引当金	2,259	4,373
完成工事補償引当金	2,028	2,028
未成工事受入金	39,193	23,672
預り金	4,932	5,712
その他	8,707	9,214
流動負債合計	132,579	120,597
固定負債		
社債	600	600
長期借入金	21,580	19,402
退職給付引当金	5,887	5,879
役員退職慰労引当金	780	1,006
その他	9,897	9,359
固定負債合計	38,745	36,247
負債合計	171,324	156,844
純資産の部		
株主資本		
資本金	23,412	23,412
資本剰余金	5,479	5,479
利益剰余金	14,003	6,027
自己株式	4,250	4,249
株主資本合計	10,638	18,615
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	72	31
土地再評価差額金	2,016	2,016
為替換算調整勘定	84	0
評価・換算差額等合計	1,860	2,047
少数株主持分	1,612	2,798
純資産合計	14,110	23,461
負債純資産合計	185,435	180,306

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	53,048	52,557
売上原価	42,848	41,566
売上総利益	10,199	10,990
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	2,356	2,140
販売促進費	1,088	1,110
完成工事補償引当金繰入額	226	320
給料及び手当	8,062	7,992
賞与引当金繰入額	1,259	1,394
減価償却費	770	695
その他の販売費	983	954
その他の一般管理費	2,758	2,743
販売費及び一般管理費合計	17,506	17,353
営業損失()	7,307	6,362
営業外収益		
受取利息	8	8
受取手数料	36	43
その他	218	224
営業外収益合計	263	276
営業外費用		
支払利息	423	352
退職給付費用	103	99
その他	53	37
営業外費用合計	580	489
経常損失()	7,624	6,576
特別利益		
貸倒引当金戻入額	55	38
投資有価証券売却益	192	-
その他	10	9
特別利益合計	258	47
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	627
固定資産処分損	54	34
投資有価証券評価損	13	17
その他	30	67
特別損失合計	97	747
税金等調整前四半期純損失()	7,463	7,276
法人税、住民税及び事業税	88	106
法人税等調整額	501	778
法人税等合計	589	885
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	8,161
少数株主損失()	535	185
四半期純損失()	7,517	7,976

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	7,463	7,276
減価償却費及びその他の償却費	1,125	1,044
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	627
のれん償却額	39	41
貸倒引当金の増減額(は減少)	68	108
その他の引当金の増減額(は減少)	2,234	2,311
受取利息及び受取配当金	26	23
支払利息	423	352
投資有価証券売却損益(は益)	192	1
固定資産除売却損益(は益)	52	33
売上債権の増減額(は増加)	3,033	2,011
たな卸資産の増減額(は増加)	6,891	9,096
仕入債務の増減額(は減少)	15,358	13,008
未成工事受入金の増減額(は減少)	16,570	15,520
その他	2,431	2,395
小計	13,421	14,586
利息及び配当金の受取額	59	17
利息の支払額	381	341
法人税等の支払額	440	459
営業活動によるキャッシュ・フロー	14,184	15,370
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	142	128
定期預金の払戻による収入	79	73
有形及び無形固定資産の取得による支出	584	916
有形及び無形固定資産の売却による収入	50	16
投資有価証券の売却による収入	-	44
子会社株式の取得による支出	-	2,759
その他	11	102
投資活動によるキャッシュ・フロー	586	3,770
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	13,005	13,597
長期借入れによる収入	497	2,797
長期借入金の返済による支出	668	915
少数株主への配当金の支払額	11	17
自己株式の取得による支出	8	0
その他	73	80
財務活動によるキャッシュ・フロー	12,742	15,381
現金及び現金同等物に係る換算差額	5	25
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,022	3,784
現金及び現金同等物の期首残高	28,472	41,409
現金及び現金同等物の四半期末残高	26,449	37,625

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1)資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより営業損失、経常損失はそれぞれ25百万円、税金等調整前四半期純損失は653百万円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は1,082百万円であります。</p> <p>(2)企業結合に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
(四半期連結損益計算書)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目で表示しております。</p>
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)	<p>前第1四半期連結累計期間において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「子会社株式の取得による支出」(前第1四半期連結累計期間0百万円)は、当第1四半期連結累計期間より区分掲記しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合は、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額	1. 有形固定資産の減価償却累計額
建物及び構築物 21,410百万円	建物及び構築物 20,649百万円
その他 17,144百万円	その他 17,057百万円
計 38,554百万円	計 37,706百万円
2. 保証債務	2. 保証債務
「ミサワホーム」購入者等のためのつなぎ融資等 に対する保証債務 30,397百万円	「ミサワホーム」購入者等のためのつなぎ融資等 に対する保証債務 40,422百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
当社グループでは、建築請負事業の特性として、建物の完成引渡が第2四半期と第4四半期に偏ることから、第1四半期連結会計期間の売上高の割合が低くなるといった季節変動要因があります。	同左

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在)
現金及び預金勘定 26,866百万円	現金及び預金勘定 38,281百万円
預入期間が3か月を超える定期預金 416百万円	預入期間が3か月を超える定期預金 655百万円
現金及び現金同等物 26,449百万円	及び担保に供している定期預金 現金及び現金同等物 37,625百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1.発行済株式の種類及び総数

普通株式	38,738千株
第三回B種優先株式	333千株
第四回B種優先株式	4,166千株
第一回C種優先株式	3,333千株
計	46,572千株

2.自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,699千株
------	---------

3.新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4.配当に関する事項

該当事項はありません。

5.株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

住宅事業の売上高及び営業損失の金額は、全セグメントの売上高の合計及び営業損失の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

当社及び連結子会社の事業は、住宅事業及びこれらに付随する事業がほとんどを占めており、実質的に単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

該当事項はありません。

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

共通支配下の取引等

ミサワホーム北海道株式会社の完全子会社化

1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

結合企業の名称 ミサワホーム北海道株式会社(以下ミサワ北海道という)

事業の内容 工業化住宅の施工・販売

(2) 企業結合日

平成22年6月21日

(3) 企業結合の法的形式

株式交換

(4) 結合後企業の名称

株式交換後も名称に変更はありません。

(5) 取引の目的を含む取引の概要

ミサワ北海道の業績回復並びにミサワ北海道の中長期的な企業価値の向上及び当社グループ全体の企業価値の最大化のためには、これまで以上に当社とミサワ北海道が強固な協力体制を構築するとともに、ミサワ北海道において、短期的な利益追求にとらわれない柔軟な経営戦略の策定及び遂行、並びにこれらを機動的かつ柔軟に実現するための意思決定を可能とするため、当社が本公開買付け及び本株式交換を通じてミサワ北海道を完全子会社化いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

(1) 取得原価及びその内訳

取得原価 747百万円

上記の取得の対価には本株式交換の他、公開買付けによる取得分を含めて記載しております。

(2) 株式の種類別の交換比率及び算定方法

ミサワ北海道の普通株1株につき金270円

本公開買付け価格及び株式交換に際して交付される金銭の額については、公正性を期すために、当社及びミサワ北海道は、それぞれ第三者算定機関である、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びグローウィン・パートナーズ株式会社に株式評価を依頼しました。当社及びミサワ北海道は、第三者算定機関の株式価値算定結果を参考に慎重に検討し、諸条件等を勘案し、両者間で交渉・協議の上決定しました。

(3) 発生したのれんに関する事項

発生したのれんの金額 486百万円

発生原因

少数株主より追加取得したミサワ北海道の普通株式の取得原価と、減少する少数株主持分の金額の差額をのれんとして処理しております。

償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

東北ミサワホーム株式会社の完全子会社化

1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

結合企業の名称 東北ミサワホーム株式会社 (以下東北ミサワという)

事業の内容 工業化住宅の施工・販売

(2) 企業結合日

平成22年6月21日

(3) 企業結合の法的形式

株式交換

(4) 結合後企業の名称

株式交換後も名称に変更はありません。

(5) 取引の目的を含む取引の概要

東北ミサワの業績回復並びに東北ミサワの中長期的な企業価値の向上及び当社グループ全体の企業価値の最大化のためには、これまで以上に当社と東北ミサワが強固な協力体制を構築するとともに、東北ミサワにおいて、短期的な利益追求にとらわれない柔軟な経営戦略の策定及び遂行、並びにこれらを機動的かつ柔軟に実現するための意思決定を可能とするため、当社が本公開買付け及び本株式交換を通じて東北ミサワを完全子会社化いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

(1) 取得原価及びその内訳

取得原価 2,008百万円

上記の取得の対価には本株式交換の他、公開買付けによる取得分を含めて記載しております。

(2) 株式の種類別の交換比率及び算定方法

ミサワ北海道の普通株 1株につき金204円

本公開買付け価格及び株式交換に際して交付される金銭の額については、公正性を期すために、当社及び東北ミサワは、それぞれ第三者算定機関である、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びグローウィン・パートナーズ株式会社に株式評価を依頼しました。当社及び東北ミサワは、第三者算定機関の株式価値算定結果を参考に慎重に検討し、諸条件等を勘案し、両者間で交渉・協議の上決定しました。

(3) 発生したのれんに関する事項

発生したのれんの金額 1,314百万円

発生原因

少数株主より追加取得した東北ミサワの普通株式の取得原価と、減少する少数株主持分の金額の差額をのれんとして処理しております。

償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(資産除去債務関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	931.48円	1株当たり純資産額	711.02円

2. 1株当たり四半期純損失金額

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
1株当たり四半期純損失金額	202.80円	1株当たり四半期純損失金額	215.34円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
四半期純損失(百万円)	7,517	7,976
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	7,517	7,976
期中平均株式数(千株)	37,067	37,039
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	C種優先株式の転換予約権 (94,428千株)。 なお、概要は「第4提出会社の状況、1.株式等の状況、(1)株式の総数等、発行済株式(注)3. C種優先株式の内容」に記載のとおりであります。	C種優先株式の転換予約権 (63,451千株)。 なお、概要は「第4提出会社の状況、1.株式等の状況、(1)株式の総数等、発行済株式(注)5. C種優先株式の内容」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

子会社の解散及び設立について

当社は、平成22年7月29日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社ミサワテクノ(以下 ミサワテクノ)の解散及び100%出資によるテクノエフアンドシー株式会社(以下 テクノエフアンドシー)の設立について決議いたしました。

1. 解散及び設立の目的

ミサワテクノは当社グループが販売する住宅部材の約80%を生産しておりますが、平成20年5月に策定した中期経営計画の骨子のひとつである「事業ポートフォリオの多様化」の観点から、このたびミサワテクノを解散し、機動的な生産体制の構築、一層の総原価低減はもとより、住宅部品・建材をグループ以外へ販売拡大することを目的に新会社としてテクノエフアンドシーを設立することといたしました。

2. 解散する子会社の概要

- (1) 名称 株式会社ミサワテクノ
- (2) 主な事業内容 ミサワホームの構造用パネルの生産及び住宅部材の生産等
- (3) 持分比率 100%

3. 解散の時期

- 平成22年9月 解散 (予定)
- 平成23年3月 清算終了(予定)

4. 子会社の状況(平成22年3月期)

- 売上高 34,935百万円
- 資産合計 24,909百万円
- 負債合計 25,269百万円

5. 当該解散による損失見込み額

当該子会社の解散による損失見込額は現在算定中であります。

6. 当該解散による営業活動等へ及ぼす重要な影響

当該子会社の解散による営業活動等への影響は軽微であります。

7. 設立する子会社の概要

- (1) 名称 テクノエフアンドシー株式会社
- (2) 主な事業内容 ミサワホームの構造用パネルの生産及び住宅部材の生産等、住宅部品・建材の外 販事業
- (3) 資本金 50百万円
- (4) 設立の時期 平成22年8月
- (5) 持分比率 100%

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

該当事項はありません。

2【その他】

決算日後の状況

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月11日

ミサワホーム株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 元宏 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林 達郎 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 秀明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているミサワホーム株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ミサワホーム株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月10日

ミサワホーム株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 元宏 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林 達郎 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 秀明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているミサワホーム株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ミサワホーム株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

追記情報

- 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間より「資産除去債務に関する会計基準」を適用している。
- 重要な後発事象に、子会社の解散及び設立について記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

- 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。